#### ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)		
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月~金曜	8 : 30 ~ 17 : 00
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	10 : 00 ~ 15 : 00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10 : 00 ~ 16 : 00

#### 専門相談については予約制。

#### 電話による相談も可。

- ◇偶数月は司法書士が応相談。
- \*法律相談は、月初めから受付。 無料での相談は一人1回です。

#### 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

**2**4-6007

#### 人権相談

- ・みんなの人権 110番 ひ570-003-110
- ・子どもの人権 110番
- **3** 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 受付時間 平日 8時30分~17時15分

#### 高齢者総合相談

曜日	時間・場所
月~金	8:30~17:00 (ふくしの駅)

- ※上記以外は転送電話にて対応します。
- ※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため今月は中止となりました。

問い合わせ 地域包括支援センター **☎** 22-5494

### いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま (中央 2-4-3)

※ 2/13 (日) は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

**2**2-9102

#### 出張年金相談

日時 1月12日(水) 10時~15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

#### 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家 族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月~金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時~17時 場所 県庁農林庁舎1階(広島市中区基町10番52号)

問い合わせ 広島県生活センター **☎** 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。 問い合わせ 入駒 智子(忠海東町) ☎ 26-0235 北嵐 浩(塩町) 🏗 24-6760

# 18歳から大人に!成年年齢引き下げに伴う若者の消費者トラブルにご注意!

### 【事例①】

いて学べるオンラインサロンの担当者から話を聞い る未成年者の保護(未成年者取消権)がなくなり た。学生だが、契約金は消費費者金融で借り入れす ます。成年に達したばかりの若者を狙う悪質業者 しかし友人がそんな話はおかしいという。

### 【事例②】

SNSで「コンサートグッズの購入を代行しま す」と書き込みがあったので依頼した。

ず、相手との連絡も取れなくなった。

# 【成年年齢が引き下げられます】

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18 歳に引き下げられます。

成人になると、親権者の同意なくローンや携帯 暗号資産(仮想通貨)に興味を持ち、これにつ 電話などの契約ができるようになり、契約におけ るよう指南を受け、借りた50万円をサロンへ渡した。 も少なくないため、成年年齢の引き下げ後は、高 校生にも消費者被害が及ぶ懸念があります。

# 【契約は慎重に。借金を勧める業者は要注意!】

事例①の場合、消費者金融での借り入れは取り 消せませんが、サロンとの取引については、その その日のうちに指定口座へ商品代金と代行手数 内容によりクーリング・オフなどの申し出が可能 料を合わせて4,400円振り込んだが、商品が届かな場合もあります。また、事例②の場合は、詐欺 的な取引が疑われるため、すぐに警察や振込先金 融機関へご相談ください。

> おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相 **談室(☎22-6965)** にご相談ださい。

# 対等な立場で協力する「協働のまちづくり」

# 協働とはなんだろう?

みなさんは「協働」という言葉を聞いたことが あると思います。最近では、広く日常的に使われ るようになりましたが、本来どのような意味をも つのでしょうか。

本市では、「竹原市協働のまちづくり推進プラ ン」(以下「プラン」という。)を策定し、その中 で「『協働』とは、住民や市民活動団体と行政がパー トナーシップを築きながら、共通の目的のために それぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗 を出し合いながら力を合わせて活動すること」と 定め、協働によるまちづくりを積極的に推進して います。

### 協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの 原則があります。

- ①「対等の原則」お互いが対等な立場で合意形成し、 それぞれの役割に応じた義務と責任を果たすこと
- ②「自主性尊重の原則」お互いの自主性を尊重し、 自立した存在として協力すること
- ③「相互理解の原則」お互いの特性を理解し合い、 尊重し、協力すること
- ④「目的共有の原則」お互いに目的を達成しよう という気持ちを共有し合意形成を図りながら取 り組むこと
- ⑤「透明性の原則」公平・公正であると同時に透 明性を確保し、積極的に情報公開を行うこと

これらの5原則を踏まえ、みんなが対等である ということを前提として、一人ひとりの特性や個 性を、お互いに理解し尊重しながら、目的を共有 して物事を決めて実行することが大切です。

# なぜ、協働のまちづくりが必要なの?

協働のまちづくりが求められるようになった背 景には、ライフスタイルや価値観の多様化により 行政だけでは多様なニーズに対応することが難し くなってきたこと、少子高齢化や環境問題など喫 緊の課題への対応、住民自らが地域のまちづくり に参加する意識の高まりなどがあります。

# 竹原市の協働のまちづくりの取組は

本市では、「プラン」の方針の一つとして「新 たな地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、 住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協 力するネットワーク組織)の活動支援を行ってい ます。

現在、市内 15 地区で地域の課題解決や将来像 の実現に向け、住民と行政がいっしょになりまち づくりに取り組んでいます。

# 安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域のことを一番よく知っているのは、住民の みなさんです。

人にはそれぞれに個性があり、得意分野や不得 意分野があります。

まちづくりは、特定の人が取り組むものではな く、地域に住むみなさんが共に知恵と汗を出し合 いながらまちづくりに取り組むことが安心して暮 らせるまちづくりにつながります。

住民のみなさんがお互いに理解し、役割分担を しながら協働によるまちづくりを進め、安心して 暮らせる住みよい地域をつくりましょう。

# 問い合わせ

地域づくり課協働推進係 **2** 2 - 7 7 5 7



# 人権相談を実施します

差別、いじめ、いやがらせ等、人権に関 する相談を受け付けます。

日時 1月19日(水) 9時から12時 場所 人権センター 1階会議室

問い合わせ

東広島竹原人権擁護委員協議会 082-423-7752